

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成20年7月定例会

平成20年7月15日

目 次

平成20年7月定例会

7月15日（火曜日）

出席議員氏名	1
欠席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
広域連合長あいさつ	2
議長の選挙	3
議席指定	4
会期の決定	4
会議録署名議員の指名	4
諸報告	5
議案上程（議第7号）	5
提案理由の説明……………広域連合長	5
補足の説明……………会計管理者	5
決算審査意見の説明……………代表監査委員	6
質疑	6
討論	12
採決	12
議案上程（議第8号）	12
提案理由の説明……………広域連合長	12
補足の説明……………事業課長	13
質疑	13
討論	16
採決	17
議案上程（報第1号から報第3号）	17
提案理由の説明……………広域連合長	17
補足の説明……………事務局次長	17
質疑	18
討論	18
採決	18
閉会	19

○出席議員（14名）

1番	佐藤誠六	議員	2番	斉藤栄治	議員
3番	茨木久彌	議員	4番	結城義巳	議員
5番	岡崎賢治	議員	6番	工藤芳夫	議員
7番	増川修	議員	8番	山尾順紀	議員
10番	寒河江信	議員	11番	佐々木謙二	議員
12番	伊藤俊美	議員	13番	阿部寿一	議員
14番	今野良和	議員	15番	小松原俊	議員

○欠席議員（2名）

9番	伊藤一雄	議員	16番	梅木隆	議員
----	------	----	-----	-----	----

○説明のため出席した者

広域連合長	市川昭男	副広域連合長	小野寺喜一郎
副広域連合長	安部三十郎	代表監査委員	山口正志
事務局長	佐藤吉幸	事務局次長	岩田雅史
会計管理者	阿部誠	事業課長	日野邦昭
事業課長補佐	高橋幹二	総務係長	野口孝文
資格管理係長	岩浪勝彦	給付係長	佐藤隆

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	佐藤吉幸	事務局次長（兼務）	岩田雅史
書記（兼務）	野口孝文	書記	白澤修
書記	鈴木学		

○議事日程第1号

平成20年7月15日（火）午後1時00分 開議

第1 議長の選挙

第2 議席指定

第3 会期の決定

第4 会議録署名議員指名

第5 諸報告

- ・例月出納検査報告
- ・定例監査報告（平成19年度）

第6 議第7号 平成19年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

- 第7 議第8号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第8 報第1号 専決処分の承認について（山形県後期高齢者医療広域連合公告式条例の一部改正について）
- 第9 報第2号 専決処分の承認について（平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算）
- 第10 報第3号 専決処分の承認について（平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算）
-

○本日の会議に付した事件

（議事日程のとおり）

午後1時00分 開議

○副議長（増川修君） 前議長、小野健一郎議員が任期満了となり、議長が不在でありますので、地方自治法第106条により副議長が、暫時、議長を代行いたします。

ただいまから、平成20年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の欠席者は、伊藤一雄議員、梅木隆議員の2名です。本日の出席議員は14名で定足数に達しております。

なお、報道関係者から議場内での写真及びテレビカメラによる撮影の願いが出ており、これを許可しておりますので、ご了承願います。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可します。市川連合長。

広域連合長あいさつ

○広域連合長（市川昭男君） 山形県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、公務ご多忙のところ、遠路ご出席賜り、誠にありがとうございます。

また、このたび新たに広域連合議会議員に当選されました、南陽市議会の伊藤俊美議長さんには、心よりお喜び申し上げますとともに、広域連合の運営及び後期高齢者医療制度の施行につきまして、さらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年度は、後期高齢者医療制度の円滑な施行に向け、広域連合と県内全市町村との電算システムネットワークの構築や、県民の皆様に対する制度の周知広報活動など、様々な準備を進めてまいりました。

しかしながら、今年4月の保険料の特別徴収において、一部ミスが発生するなど混乱が生じ、被保険者の皆様にご迷惑をおかけしました。この場をお借りしてお詫び申し上げます。

また、広報不足との指摘を踏まえ、広域連合では市町村と一体となって、県民の方々から、正しく制度の趣旨と仕組みを理解していただけるよう、広報活動の充実に努めているところ

でございます。

具体的に申し上げますと、市町村の広報誌への記事掲載やパンフレット配布という紙媒体に加え、6月には、制度を分かりやすく紹介したDVDを作製し、市町村、病院、介護施設、関係団体などにお配りしたほか、今週1週間、テレビコマーシャルを放映するなど、多様な媒体による広報に取り組んでおります。

議員の皆様にも、周知広報活動について、ご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、平成19年度決算認定と、いわゆる保険料条例の一部改正、の2件の議案、並びに3件の報告承認についてご審議いただきますが、保険料条例の一部改正は、国が決定した保険料の追加軽減措置に伴うものでございます。

何卒よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

最後に、本日は、副連合長の小野寺遊佐町長さんと、安部米沢市長さんに、ご出席いただきありがとうございますことをご紹介申し上げまして、あいさつといたします。

日程第1 議長の選挙

○副議長（増川修君） これより、日程第1 議長選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定による選挙となっております。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によることをご提案申し上げますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（増川修君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会議長に、茨木久彌議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、副議長において指名いたしました茨木久彌議員を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました茨木久彌議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました茨木久彌議員が議場におられますので、本席から会議規則第27条第2項の規定による告知をいたします。

議長に当選されました茨木久彌議員から、ごあいさつがあります。

○議長（茨木久彌君） 村山市議会議長の茨木でございます。一言ごあいさつを申し上げます。ただいま皆様方のご推薦によりまして、議長に選出いただきました。誠に光栄に存じておるところでございます。同時に、大変緊張しております。元々私は浅学非才の者でありますので、執行部の方々、そして議員各位のこれからのご指導とご協力によりまして、本広域連合はもちろん、山形県後期高齢者医療行政の更なる発展に微力ながら全力で精進して参る次第でございます。どうか皆様方には今後ともよろしくお願い申し上げまして、議長就任のご挨拶に代える次第であります。ありがとうございました。

○副議長（増川修君） 以上で議長代理の職務は終了しました。皆様のご協力に感謝申し上げ、議長と交代します。

日程第2 議席指定

○議長（茨木久彌君） それでは、続いて日程第2 議席の指定を行います。この度、第3区において、新しく議員になられました伊藤俊美議員の議席を定めます。

会議規則第3条第1項の規定により、議長において議席を定めます。現在ご着席の議席を議席といたします。

日程第3 会期の決定

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第3 会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により、議長において指名いたします。

8番 山尾順紀議員 10番 寒河江信議員 を指名いたします。

日程第5 諸報告

○議長（茨木久彌君） 日程第5 諸報告を行います。

すでに配布しております文書のとおり、監査委員から、平成20年6月25日に実施した定例監査結果が、地方自治法第199条第9項の規定により報告されております。

また、平成20年2月から平成20年6月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

以上で報告を終わります。

日程第6 議第7号

○議長（茨木久彌君） 次に、日程第6 議第7号 平成19年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、を議題といたします。

提案理由について、説明を求めます。市川連合長。

提案理由の説明

○広域連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第7号 平成19年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するため提出するものであります。内容については、事務局よりご説明申し上げます。

○会計管理者（阿部誠君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 阿部会計管理者。

○会計管理者（阿部誠君） 平成19年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、一般会計決算書でございます。平成19年度決算は、歳入合計10億6,679万7,098円、歳出合計8億7,418万9,094円で、歳入歳出差引額は、1億9,260万8,004円となっております。

次に、一般会計決算事項別明細書でございます。歳入についてご説明申し上げます。

第1款の分担金及び負担金でございます。収入済額は、4億5,328万6,000円です。これは、各市町村からの負担金でございます。内訳につきましては、35市町村別に負担額を記載しております。

第2款の繰越金でございます。収入済額は、28万7,340円です。

第3款の諸収入でございます。第1項の預金利子の収入済額は、57万7,720円です。これは、普通預金及び譲渡性預金の利子となっております。同じく、第2項の雑入の収入済額は、105万7,499円です。これは、広域連合設立準備委員会決算剰余金などとなっております。

第4款の国庫支出金でございます。収入済額は、6億1,158万8,539円です。これは、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金で、保険料凍結に係る財源補填及び負担軽減の周知の

ための広報経費として交付されたものです。また、老人医療費適正化推進費補助金は、広域連合電算処理システム構築に係る補助金となっております。

以上、歳入合計につきましては、10億6,679万7,098円であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

第1款の議会費でございます。予算現額94万5,000円に対して、支出済額63万719円となっており、31万4,281円の不用額でございます。不用額の内訳でございますが、主に議会議員の旅費でございます。これは、当初全員分の費用弁償を見込んでおりましたが、公用車を利用した場合は、交通費相当分を支給しないこととしたため生じたものでございます。

第2款の総務費でございます。第1項の総務管理費でございますが、予算現額1億6,875万7,000円に対して、支出済額1億3,765万8,804円で、3,109万8,196円の不用額でございます。不用額の内訳でございますが、主なものとしては、19節の負担金補助及び交付金でございます。これは、広域連合事務局の職員の人件費相当分を、派遣元に人件費負担金として支払っておりますが、当初見込んでいた年齢構成よりも、若い職員が派遣されたことにより、負担金が減になったものであります。

第2項選挙費でございますが、予算現額10万3,000円に対して、支出済額3万円で、7万3,000円の不用額でございます。

第3項監査委員費でございますが、予算現額10万5,000円に対して、支出済額6万6,000円で、3万9,000円の不用額でございます。

第3款の民生費でございます。予算現額8億6,170万円に対して、支出済額7億3,580万3,571円で、1億2,589万6,429円の不用額でございます。不用額の内訳でございますが、主なものとしては、電算処理システム構築及び運用支援業務委託等に係る入札執行差金によるものでございます。

第4款の予備費でございますが、499万円の不用額でございます。

以上、歳出合計は、予算現額10億3,660万円に対して、支出済額8億7,418万9,094円で、1億6,241万906円の不用額でございます。

次に、実質収支に関する調書でございますが、翌年度へ繰り越すべき財源の金額はありません。よって、実質収支額につきましては、歳入歳出差引額と同額の、1億9,260万8,000円となっております。なお、この全額を、翌年度に繰り越すものであります。

次に、財産に関する調書でございます。基金でございますが「後期高齢者医療制度臨時特例基金」で、金額は5億6,950万539円となっております。これは、平成20年度の保険料凍結に係る財源補填等とするため、国からの交付金を積み立てたものであります。

以上、平成19年度決算について、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） 次に代表監査委員より決算審査の報告をお願いいたします。

○代表監査委員（山口正志君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 山口代表監査委員。

○代表監査委員（山口正志君） それでは、平成 19 年度山形県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算審査意見につきまして、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 19 年度山形県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書を審査したものであります。

決算書につきましては、6 月 25 日に広域連合長より提出があり、内容を審査いたしました。審査意見の内容をご説明申し上げます。

まず、審査対象は、決算書のほか、決算の附属書類として地方自治法施行令第 166 条第 2 項の規定により提出された歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書であります。

審査の方法につきましては、平成 19 年度歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、歳入歳出簿その他の簿冊及び収入支出証書類と照合調査するとともに、関係職員の説明を聴取する方法等によって、法令その他の規定に従って処理されているか、予算の執行が適正であるかに主眼をおいて実施いたしました。

審査結果につきましては、審査に付された関係書類等は関係法令に準拠して調製されており、計数的に正確であり、予算の執行は、適正に執行されたものと認められました。

決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので省略いたします。

以上で決算審査意見の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（茨木久彌君） それでは議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木議員。

○11番（佐々木謙二議員） 11番、佐々木でございます。議会費に関連しまして、お伺いいたします。

この広域連合に関しましては、皆様もご案内の通り、マスコミ等を通じまして、いろんな問題、課題が明らかにされております。そして、国の方でも見直しという点でいろいろ修正をしようという動きになっているということはご案内の通りです。

この議会は保険料の決定、そういった住民の重要な事項を決定することになります。この議会に議席のない市町村が多々あるということで、このような重要な議案を、あるいは予算を審議するに全市町村が参加をする議会にして欲しいという意見が多々出されております。そして先程も控え室で議員の皆さんと話をしておりますと、この連合議会は是非全市町村議会から出すべきだという意見が多々出されておりますが、これに関しまして連合長はどのようにお考えになっておられるか。

それからもう 1 点、この議会は本会議一発勝負になっております。そうではなくて、事前に少し意見交換をする場で認識を深めていただいて、そして議会を円滑に運営するという観点からも全協の様なシステムを取り入れるべきではないかという意見も多々出されておりますので、この 2 点について連合長のお考えを拝聴したいと思っております。

○広域連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

○広域連合長（市川昭男君） 第1点の議員の定数につきましてですが、現在16人になっております。これは発足するに当たりまして、我々執行部におきまして、いろいろ検討させていただきました。

経過を若干申し上げますと、その中では全市町村から1人ずつ選出するという考え方が出たということも事実です。その中でいわゆる行財政改革という流れも全市町村に共通してあったということで、各市町村の議員さんの定数も削減する方向で実施され、あるいは検討している議会が多数ある。こんな中で新しく発足する広域連合の議会も全市町村で構成する方法ではなくて、現在とっている自治体の限定したあり方の方が、より時代の流れにあっているのではないかと。行財政改革という観点で制限をさせていただいた経過があります。そういった前提で、それを全市町村の議会で規約の議決をいただいた経過があります。こんな経過がありますが、いろんな運営上の問題等が発生していることも事実です。

それから2番目の、本会議は年2回想定されているわけですが、それ以外にいろんな勉強会、あるいは、いろんな報告事項、そうした意見交換の場ということで、全員協議会という形をとるとすれば、そういう形も考えられると思います。

議員定数の問題、それから全員協議会を議会の中に設けるということについては、今後広域連合と医療制度の運営状況を見極めながら、関係者のご意見も伺いながら、今後検討させていただきたいと思っております。国の動きの状況、各構成市町村の関係者の方等のご意見を伺いながらですね。広域連合の執行部の中には政策調整会議という組織があります。その中で今日の議会の意見を披露しながら検討させていただきたいと思っております。以上です。

○11番（佐々木謙二君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐々木謙二議員。

○11番（佐々木謙二君） ご答弁ありがとうございます。是非検討していただきたいわけですが、今の選挙の選出の仕方について、規約の第8条で規定しているわけです。1つは市議会議長会とか町村議会議長会とか、組織団体から推薦のあった方。それから選挙区内の議員総定数の20分の1の議員の方から推薦のあった方が立候補できるとなっていますが、現状をみますと、毎回選挙をやっています。残念ながら。その規定に基づいて民主的に選挙を行っている状況になっています。そのために、直接的に連合議会に参加しない議会もあるわけですが、その議会も臨時議会を開催しております。議会運営委員会を開催して、臨時議会をして選挙をするということになるわけです。

あまり直接意見を述べる機会がない町の方々は非常に不満を持っておられます。そうなったら町から出そうかという声も聞かれます。3区の置賜の場合は3市5町です。現在議会の方からは長井市と南陽市が推薦いただいて選出されていますが、町は5町あります。5町が

結束した場合、町の議員の方が多くなります。そうなりますと選出過程を考えますとバランスがおかしくなるということもありますし、その選挙区の市町との関係が非常にぎくしゃくしてくるという問題もありますので、是非これを前向きに実現出来るように検討していただきたいと思っておりますので、よろしくご配慮いただきたいと思っております。以上です。

○議長（茨木久彌君） 他に質疑ありませんか。結城義巳議員。

○4番（結城義巳君） 全議案に関する事かなと思いましたが、どこで申し上げようかと思っていたのですが、当然この決算にも関係しますのでお伺いします。幹事会等の連絡調整会議があるわけですが、今回の議会の議案につきまして、そういった幹事会等においてどのような話が出ているのかということをお伺いしたい。この議案につきましては、決算については、幹事会等でどのような意見が出たのかということを決算の内容の理解を深めるためにも是非お伺いしたいと思っております。よろしくお伺いします。

○議長（茨木久彌君） 答弁をお願いします。岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） この決算関係の議案につきまして、先ほどご指摘がありました幹事会、政策調整会議、連絡調整会議等で関係者等にご説明しまして、ご意見をいただきました。

特に19年度の決算につきましては、準備に関わる予算ということで、医療関係の給付等はありません。準備に関わる経費だけを網羅させていただいて一般会計になるわけですが、特に問題ないというご意見でございました。よろしくお伺いいたします。

○4番（結城義巳君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 結城義巳議員。

○4番（結城義巳君） はい。分かりました。

○議長（茨木久彌君） 他に質疑ありませんか。今野良和議員。

○14番（今野良和君） 歳出の民生費の関係で、被保険者証の作成委託料が623万4,900円支出されていますが、この制度自体いろいろ問題がありまして、その1つに保険証が非常に小さくて高齢者の皆さんには見づらいと言われております。全国同様に各県で作っているわけですが、1つのモデルのようなものがあってあのような保険証になったのか、あるいは、それぞれの広域連合で独自に大きさ等自由に作れるという状況の中であのような保険証が良いと判断をされて作られたのか、その辺の経過についてお訊ねしたいと思います。

国保の保険証の場合は何年かに1回更新していくわけですが、この保険証は何年に1回更新される予定なのか。更新される時はもう少し高齢者に分かりやすい、見やすい保険証にし

た方が良いのではないかと考えますが、その経過についてお訊ねします。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 事務局長の佐藤でございます。ただいまの被保険者証の字が小さいという話についてですが、今までの老人医療の受給者証の大きさと、今流行のカードサイズの2種類が国から示されておりまして、そのどちらを採用するかは全国の都道府県の広域連合で判断することになっています。

山形県の場合においては、国保の保険証も大きいものからカードサイズへ切り替えが進んでいるという状況も踏まえまして、カードサイズを採用させていただいたという経過がございます。

そのデザインについてですが、被保険者証の打ち出す文字等については、全国共通の標準システムというのが導入されておりまして、そちらの方のサイズが小さかったということがあります。当広域連合でも印刷したわけですが、その小さいものをそのまま発注してお配りしてしまったということがございました。

小さい字を使ってしまったものですから、見えないというご指摘を受けまして、3月17日から独自にシステムを改修しまして、大きな字のものと取替えられるようにさせていただいたところです。

この保険証の有効期間ですが、来年の7月31日までとなっております。来年8月に切り替える予定でございますので、その際には被保険者証のサイズ、文字の大きさ等を改めて検討させていただきたいと考えています。

○議長（茨木久彌君） 他に質疑ありませんか。阿部寿一議員。

○13番（阿部寿一君） 先ほど質問あったかもしれませんが、これから是非注意していただきたいということで、支出のところで流用が相当出ています。監査委員からもご指摘がございませんでしたので会計的には適切に処理されていると思いますが、流用というのは費目的に多いと、会計決算書を見た時に少し不透明ではないかと見られますし、予算作成時の見識も疑われますので、やむを得ない場合もあるかもしれませんが、出来ればしっかり機動的に補正等の対応をした方が良いと思います。

この度は監査委員からも指摘がありませんでしたので、それについては特には言いませんが、意見として、また執行部側の配慮として、あまり流用が多いものですから、初年度だから分からないという点を配慮するとしても少し多い感じがします。この点、新年度事務執行にあたって十分留意していただきたいと思います。

それから、先ほど11番の佐々木謙二議員からもありましたが、議会費に関して、私も基本的に行政改革の一環という連合長の話もありますが、一方で人数を増やしたとしても議会費の現状を見ればそんなに多くない。むしろきめ細かく意見を聞くという観点から十分検討す

る余地があるのではないか。

もしくは、市長会、町村会、各議長会と広域連合との連携を密にすることによって、意見を言えない、この議員に入っていない市町村の意見も十分この後期高齢者医療制度に反映できると思いますので、広域連合から市長会、町村会、各議長会への働きかけを先ほどの議員定数の話と併せて検討いただきたいということで要望をさせていただきます。

○議長（茨木久彌君） ただいまの阿部議員の質疑に対して答弁ありますか。市川連合長。

○広域連合長（市川昭男君） 流用の問題につきましては、予算執行上の問題ですので今後十分慎重に扱っていきたいと考えています。

それから2番目のいかに自治体の意見を反映するかにつきましては、現在の16人体制では各ブロックに代表を選んで議員になっていただいております。そのブロック毎に意見を集約していただければという願いもこの中に込められておまして、ブロック制で良いのではないかとことなんですけれども、ご指摘の市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会との連携を今後どのようにしていくか、検討していきたいと考えています。以上です。

○議長（茨木久彌君） 他に質疑ありませんか。増川修議員。

○7番（増川修君） 先程の連合長のあいさつの中に、広報不足ということがありましたが、その中で私が感じますことは、市町村の職員に対する、住民に対する広報をどのように徹底して欲しいのか、また広報誌についてもここを重点的にして欲しいという指導をなされたのかということが1点です。

2つ目ですが、私は今河北町から出ていますが、出てない市町村、西村山で言いますと朝日町、大江町、西川町などあるわけですけれども、議員として入ってない市町村への広報の仕方につきましてもどのような形で指導しているのか。DVDも作ったし、テレビコマーシャルもするというので、より広い意味で理解されると思いますけれども、住民が納得できる分りやすい広報活動をどのように市町村に指示したのか、お伺いします。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 広報活動の市町村への指導というお話ですが、我々広域連合は市町村と対等のパートナーでありまして、市町村を指導するような立場にはありませんで、お互い支え合うような関係でございます。

広域連合といたしましても、独自にDVDを作ったり、今週CM等も流したりしておりますが、市町村には一番身近な市町村広報誌への記事掲載、あるいは市町村の地区単位での説明会、出前講座のようなものの積極的な講師を当方としてはお願いしている状況です。

○7番（増川修君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 増川修議員。

○7番（増川修君） 分かりました。ある程度理解しましたけども、まだまだ市町村の住民にとりましては、必要性については書いたものの、仕組みはどうなんだと、国の方でもいろいろ言われておりますので、なおさら混乱してしまうことがございます。

そういうことで、今後におきましては、今言いました出前講座等を進めていくというのは結構ですが、職員自体も理解できるような、河北町の場合は地区ごとに説明をしているわけですが、それでもなかなか理解できないことがあるようですので、今後とも分かりやすい説明ができる体制をお願いします。以上です。

○議長（茨木久彌君） 他に、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第7号は、これを原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第7号は、原案のとおり認定されました。

日程第7 議第8号

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第7 議第8号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

提案者の説明を求めます。市川連合長。

提案理由の説明

○広域連合長（市川昭男君） ただいま、上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第8号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、後期高齢者医療保険料の軽減について、平成20年度の特例措置を行うために改正する

ものであります。詳細については、事務局からご説明申し上げます。

○事業課長（日野邦昭君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 日野事業課長。

○事業課長（日野邦昭君） 事業課長の日野と申します。よろしく申し上げます。ただいま上程されました議第8号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の概要について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、6月12日に「高齢者医療の円滑な運営のための軽減等について」として政府・与党が決定しました特別対策のうち、平成20年度における低所得者に対する保険料の更なる軽減について、新たに附則に規定しようとするものです。

それでは改正内容について、条例の条項に沿って説明してまいります。

最初に附則第3条の改正ですが、この度の条例改正に伴い、新たに附則に追加される条項等について、条文の整備を行うものです。

附則第6条につきましては、所得割を負担する被保険者の中でも所得の低い方、具体的に申し上げますと基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の場合、平成20年度分の所得割額について、一律に所得割額の5割を軽減する規定を追加しようとするものであります。

附則第7条につきましては、7割軽減対象者に係る平成20年度分の保険料均等割額については、経過的な軽減措置として、8.5割の軽減を行うという基本的な考え方に基づきつつ、仮徴収後に追加徴収が発生することがないように、7割軽減の対象者全員に対し一律に仮徴収額と同額、すなわち本広域連合においては5,400円を賦課する規定を追加しようとするものであります。

附則第8条につきましては、8.5割軽減世帯に属する被保険者で、所得割が賦課される方について、所得割を5割軽減とした場合、仮徴収額と賦課額との間で差額が生じ、追加徴収が必要となる場合がありますが、この追加徴収分については、少額な差額を徴収するコスト等を勘案し、当該差額が500円未満の場合は、これを免除することとするものであります。

なお、この条例の施行期日については公布の日から施行し、保険料の賦課期日である平成20年4月1日から遡及適用するものであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） それでは議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○5番（岡崎賢治君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岡崎賢治議員。

○5番（岡崎賢治君） 少しお伺いしたいと思います。6月12日の政府与党の決定を受けた、この議第8号の医療に関する条例の一部改正、これは私ども大変喜んで良いのか、あるいは

まだまだ要望していかななくてはいけないのか、若干お伺いしたいと思います。

まず、局長にお伺いしますけれども、低所得者に対する軽減は拡大されたという理解でまずよろしいんだろうと思います。それによって、後期高齢者医療制度を運用する際に果たしてこのままでやっていけるのかという部分。これは特例措置ですから、この先は分からないということだろうと思いますが、少し噛み砕いて申し上げさせていただきますと、広域連合として保険料の額がどの程度全体的に減額をされるのか、また減額によって運営上支障が生じるのか、それから各市町村に対する負担金等々が出てくるのかどうか。

行財政改革の中で待ったなしに各自治体とも頑張っているということはもちろんそうですが、ただこの後期高齢者医療制度を運営する上では、賦課徴収は当然大事なことだと思います。まずその点をお伺いしたい。

この一部改正によって、どの程度予算が減額を強いられるのか、これによって生じる運営の有り方、今後どうなるかも含めてお願いします。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） ただいま保険料軽減措置によりまして、どれくらい影響が出るのかというご質問がございましたが、保険料への影響額は、概算で所得割額約1億5千万円、均等割額約3億円、合計で約4億5千万円減収になるものと見込んでいます。

ただ、国の方では保険料軽減対策に係る財源については、特別調整交付金により全額補助すると言っております。したがって、広域連合といたしましては、国から補填されるということを感じておりますので、市町村に負担が転嫁されることがないものと認識しておりますし、また負担を転嫁するということは絶対あってはならないと考えているところでございます。

○5番（岡崎賢治君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岡崎賢治議員。

○5番（岡崎賢治君） 今回の局長の説明、本当にそうあって欲しいなど、当然だと思っております。このことについては、連合長に肝に銘じていただいて、今後、いかなる場合であっても各市町村に負担増ということのないように、十分な心構え、配慮をお願い申し上げたいと思います。

それと同時に、今回の一部改正によって、被保険者の保険料が当然減額されるわけです。当初49,000円の保険料ということでやってきたわけですが、これがどうなるか試算等されているのかどうか。

そして、対象者18万人ほどおられるという被保険者、地域住民の方々に、どう周知をしていくのか。先ほど来から広報、あるいは制度そのものの理解を得るために十分な配慮をして

欲しいというような質疑もあったようですが、今後どのようなスケジュールで各自治体の方に落として行くのか。当然保険料が減額になるわけでありますので、そのような周知徹底を図る上での広報等についてお伺いしておきたいと思えます。

○事務局長（佐藤吉幸君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 佐藤事務局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 今回の軽減措置によりまして、1人当たり保険料がどれくらいになるのか。前の説明では4万9,000円程度だったということでございますが、この4万9,000円につきましては、7割・5割・2割の軽減のみで、被扶養者に係る軽減措置は入っていない数字でございました。もともと保険料を計算した上では、理論値ではございますが、5万9,565円が1人当たり保険料ということで積算させていただいているところでございます。

今回の軽減措置、あるいは被扶養者に係る特例措置、昨年度決定された部分も含めまして、トータルでだいたい3万9,500円程度になるのではないかと見込んでおります。保険料につきましては以上でございます。

周知徹底、広報関係でございますけれども、今回の特別対策の中で直接被保険者に関する事項は、今回の軽減措置、あるいは今日の条例案とは直接結び付いておりませんが、天引きから普通徴収への切り替えという、この2つが大きなものと考えております。

今月は、各市町村から被保険者の方に対して、保険料の賦課決定通知書をお送りしている時期となっております。今回の特別対策の内容を記載しましたリーフレットを同封させていただくということで、対応させていただいております。

また、今月5日、市町村の担当課長会議を開催いたしまして、市町村広報誌への記事掲載を始めとした広報活動をお願いしたところでございます。

広域連合といたしましては、今後とも市町村と密に連携しまして、周知広報活動に努めてまいりたいと考えております。

○5番（岡崎賢治君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岡崎賢治議員。

○5番（岡崎賢治君） 最後になりますが、20年と21年に特例措置が行われますけれども、22年度からは何ら謳っていないわけであります。じゃあ22年度からはどうなるんだと。先のことを申したくはありませんが、このことについては、山形県後期高齢者医療広域連合として、連合長を始め、関係者の皆さん方、私どもも当然でありますけれども、国の方にしっかりと要望していかなくてはいかんと思っております。これは私だけではなくて、連合長ももちろんそう思っていることは間違いないと思えます。このことについて連合長、どのように認識をされておられるのか、あるいは今後どのような手立てを国、関係省庁に要望・要請をしていくのかなども含めてお願いしたい。

同時に、いわゆる年金天引きが一部緩和されるということでもありますので、これらのことについても将来とも十分な配慮をして欲しいということなども含めて、是非お願いをしていかなくはないか問題だろうと思います。

それと、私以前にも連合長に何回か質問させていただきました。いわゆる生活困窮者への対応を広域連合としてどうされていくのかと。近隣の状況なども勘案をしながら、今後、対応・対策を見極めていきたいというような連合長の答弁でありました。国民あるいは県民、地域の方々から独自策があっても良いのではないかと、生活困窮者への対応というものを自分でやっても良いのではないかと、というような声が随分上がってきていることも事実だと思います。連合長にも及んでいると思いますが、この2点についてお伺いをさせていただいて、質問を終わりたいと思います。

○広域連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

○広域連合長（市川昭男君） 今2点のご質問をいただきました。その前に、市町村の方に負担をかける。これは絶対認められない。我々広域連合として、国が迷惑は掛けない、全責任をもって国がやるということでございますので、これが破られればむしろ旗でも揚げざるを得ないという意気込みでやっていくべきであろうと考えております。

それから軽減策につきまして、22年度以降不透明ではないかということですが、政府与党の方で20年度、21年度について具体的に軽減策を出しております。これに基づき今回の20年度分の条例化をさせていただいたわけですが、この軽減策につきましては、私は運営をしながら国の方に要望すべきものは、今後とも要望を是非していきたいと考えております。また、他県の広域連合とも同調しながら、お互いに共通する事項ですので、国の方にしっかりと要望していきたいと思っております。

最後の生活困窮者につきましては、条例の中で基準を定めております。もちろん全国統一のような災害にあった場合等、いろいろな規定がございますが、この中に広域連合長が認めた場合という表現がございます。具体的には生活保護に該当するような、生活保護を受けていないがそれに相当するような困窮者につきまして、減免措置をとっていきたい。こんな考え方で独自の運営をしようとしておりますが、更に実際の運営をしながら、必要なものは、山形県広域連合として独自にとるべきと判断するものは、その様に取り扱っていきたいと考えておりますので、今後ともご指導・ご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（茨木久彌君） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。以上で討論を終ります。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第8号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。議第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 報第1号から日程第10 報第3号

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第8 報第1号から日程第10 報第3号までの専決処分の承認について、一括し議題といたします。

提案者の説明を求めます。市川連合長。

提案理由の説明

○広域連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。報第1号 山形県後期高齢者医療広域連合公告式条例の一部改正につきましては、広域連合事務局の移転に伴う改正であります。また、報第2号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、特別会計への繰出金及び特例基金への積立金追加の補正であり、報第3号 平成20年度山形県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）は、電算処理システムに係る委託費等の補正であります。

以上3件につきまして、専決処分いたしました。詳細については、事務局からご説明申し上げます。

○事務局次長（岩田雅史君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） 事務局次長を仰せつかっております岩田でございます。よろしく申し上げます。それでは報第1号から報第3号まで一括してご説明申し上げます。

はじめに、報第1号 山形県後期高齢者医療広域連合公告式条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

5月の事務所移転に伴いまして、条例等の公布を行う掲示場の位置を、移転前の山形県自治会館掲示場から、現在入居しております山形県国保会館の掲示場に変更するため改正を行ったものでございます。

続きまして、報第2号 平成20年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申

上げます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入につきまして、2款繰越金を1,735万4千円増額計上しております。また、4款財産収入を新設し、後期高齢者医療制度臨時特例基金の利子80万円を計上しております。

歳出につきましては、4款民生費を新設し、後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金80万円と、特別会計への繰出金1,735万4千円を新たに計上しております。

なお、後期高齢者医療制度臨時特例基金は、昨年度末に、被用者保険の被扶養者への激変緩和措置により軽減された保険料を補填する財源として、国から交付された補助金をそのまま積み立てたものでございます。今年度当初予算では、年度すぐに全額取崩し、基金に利子は発生しない予定でありましたが、年度中、計画的に取崩すことにしたため、発生する利子を計上し、基金へ積み立てるものでございます。

続いて、報第3号 平成20年度特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入につきまして、6款繰入金に一般会計からの繰入金として1,735万4千円の新たな計上でございます。

歳出につきましては、1款総務費に1,735万4千円の増額計上でございます。

具体的には、県単独医療給付調整システムの開発委託料527万7千円ですが、高額療養費のうち県単独事業分については、標準システムに装備されていないことから、独自の開発が必要なための計上であり、電算処理システムテスト環境整備委託料234万4千円は、これまで本番システム1系統のみでの運用に、もう1系統テストができる環境を追加することにより、システムの効率性、安全性を確保するための計上であります。

また、平成19年度老人医療費適正化推進費国庫補助金返還金973万3千円は、本来、平成19年度開発予定の給付事業に係るシステム開発の一部について、国からの情報提供の遅れにより、年度内の執行ができなかったための計上であります。

以上で説明を終わりますが、3件とも、新年度早々の対応が必要であったため、地方自治法第179条第1項の規定により、広域連合長が専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより、日程第8報第1号から日程第10報第3号までについて、一括採決いたします。

お諮りいたします。日程第8 報第1号、日程第9 報第2号、日程第10 報第3号の3件については、承認することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、報第1号、報第2号及び報第3号については、承認することに決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成20年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時20分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 茨 木 久 彌

署名議員 山 尾 順 紀

署名議員 寒 河 江 信